

札幌商工会議所
会頭 岩田 圭剛 様

「緊急事態措置」に伴う
緊急要請

令和3年5月18日

札幌市長
秋元 克広

要 請

札幌商工会議所におかれましては、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する取組にご尽力をいただいていることについて、厚くお礼申し上げます。

札幌市においては、新規感染者数が過去最多を更新するなど、全国で最も厳しい感染状況であることに加え、病床のひっ迫も日ごとに厳しさを増しており、従来であれば入院していただいた低酸素状態の方であっても、今後は、自宅療養が避けられないほどの状況となっております。

こうした状況を踏まえ、このたび、令和3年5月16日から同月31日までの期間、北海道に対し、緊急事態宣言が発令され、札幌市は特定措置区域として、強い措置がとられることになりました。

市民の皆さまの命や健康を脅かすリスクが非常に高い危機的状況を脱していくため、札幌市では業務の縮小等により、保健所機能を強化しているところですが、事業者の皆様及び市民の皆様におかれましても、これまで以上に感染防止への取組へのご理解とご協力をいただくことが不可欠であります。

以上のことから、関係する事業者の皆さま等に対し、改めて、下記の内容について、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 人との接触を低減するため、以下の取組を徹底すること
 - (1) 職場への出勤について、テレワーク（在宅勤務）、ローテーション勤務等の活用や休暇取得の促進に加え、臨時休業や業務時間の短縮なども検討し、出勤者数の7割削減を目指すこと
 - (2) 職場に出勤する場合においても、時差出勤やフレックスタイム、自転車通勤等の取組を強力に推進すること
- 2 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底するため、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 3 コロナ禍における感染拡大防止と事業活動の両立を図るため、各業態に応じた業種別ガイドラインを遵守すること
- 4 手洗いや手指消毒、換気の励行、昼休みの時差取得等の感染防止の取組を行うこと。特に、休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検を徹底すること
- 5 高齢者等の重症化リスクの高い従業員や妊娠している従業員、同居家族にそうした者がいる従業員、保育の必要な子どもを養育している従業員等については、本人の申出等を踏まえ、テレワークによる在宅勤務、時差出勤、休暇の取得等の就業上の配慮を行うこと
- 6 市役所や区役所、市税事務所においては、保健所機能の強化のため、業務を一部縮小することから、可能な限り来庁によらない手続き等を活用するなど、不急な来庁を控えること